

改訂のポイント① 万博での取組等の反映

改訂のポイント① 万博での取組等の反映

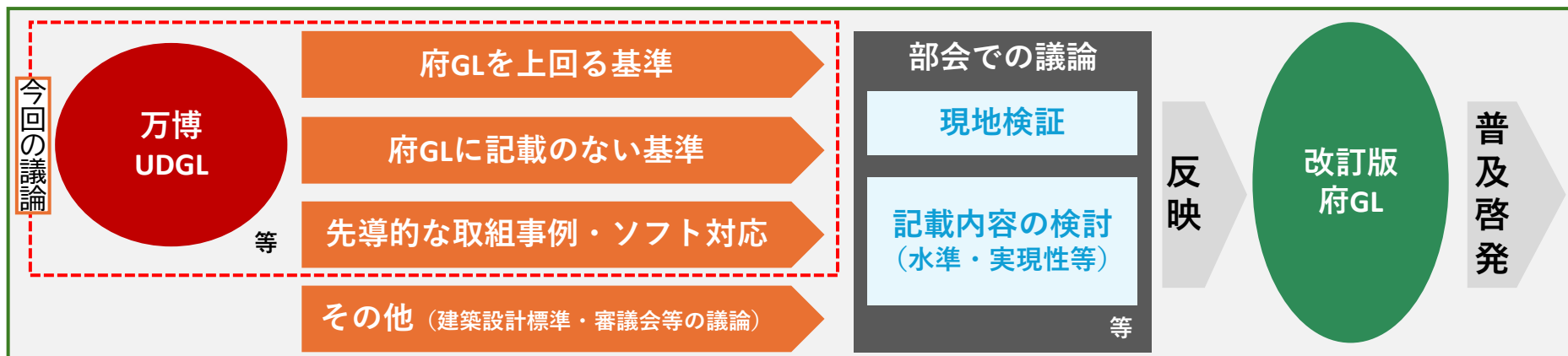
- ❑ 大阪・関西万博「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」等で採用された先導的なバリアフリー基準やソフト面での取組等をガイドラインに反映

【改訂の考え方】

✓万博ユニバーサルデザインガイドライン等に盛り込まれている基準のうち、府のガイドラインを上回る記載事項や記載のない基準(定性的な基準等)や、万博における先導的な取組事例(ナビレンス等)やソフト対応について、現地検証(R7/7実施)等での意見を踏まえ、反映

※上記のほか、これまでの審議会等で出た意見等を踏まえた府のガイドライン案を次回部会で提示予定

(検討イメージ)



《参考資料》近年策定（改正）された主なガイドライン

大阪・関西万博「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」(万博UDGL)

- ✓ 大阪・関西万博を訪れるすべての人が、会場内を同一の動線で移動し、不安や不自由なく過ごすことができ、様々な展示やイベントを楽しく鑑賞・観覧し、そして、火災等の災害時には的確な情報を得て安全に避難できる環境整備の実現を目的として、会場内の施設整備に関する共通の基準を示したもの



大阪・関西万博「交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン」(交通UDGL)

- ✓ 大阪・関西万博を訪れるすべての人が、安全で快適に万博会場まで移動できる、アクセシブルな交通輸送機関の移動環境実現のために、関係する交通事業者等が施設の新設、既存施設の改良の際に参考とする指針を示したもの

国土交通省「建築設計標準」(令和7年度改正)

- ✓ バリアフリー設計のガイドラインである「建築設計標準」について、令和7年6月施行の改正政令の内容(トイレ、駐車場、客席のバリアフリー基準の見直し)を踏まえ、内容の変更や構成等の抜本的な見直しを実施



第29回部会での意見及び対応案

第29回部会（7月8日）の振り返り

部会概要

日時 令和7年7月8日(火) 14:00～17:00

場所 2025大阪・関西万博
大催事場(シャインハット) / 大阪ヘルスケアパビリオン



参加者 福祉のまちづくり審議会 部会員
《協力》(公社)博覧会協会・(公社)大阪パビリオン
《事務局》大阪府 建築環境課

進め方

- ① 府条例GLを上回る整備内容及び条例改正基準に係る整備内容について、各パビリオンで現地確認

	確認施設	主な確認項目(下線は条例改正項目)
シャインハット	客席	空間、ヒアリンググループ、サイトライン等
	エレベーター	袖壁、ドア幅 等
大阪PV	トイレ	機能分散、介護ベッド、フラッシュライト等
	カームダウン	ソフトタッチの内壁、調光 等
	誘導設備	アプリ(ナビレンス)

- ② 優れている点や改善点について振り返り・意見交換



第29回部会（7月8日）の振り返り

□ 現地確認

シャインハット

- ・調査箇所
エレベーター(1F)
客席
- 【番外編】
車椅子対応避難器具(2F)
トイレ(1F)

調査の様子



車椅子対応避難器具のデモンストラーションを実施しました

急遽、1Fトイレの点検も実施しました



大阪ヘルスケアPV

- ・調査箇所
トイレ(みんなトイレ 1F)
カームダウン・クールダウンルーム(2F)
- 【共通】
案内表示(ICT(ナビレンスアプリ)を活用した音声案内

調査の様子



□ 意見交換会

・意見概要(詳細は次頁以降)



【エレベーター(EV)に関する意見】

- ・遠くからでもEVが視認できるように壁との色分けに配慮が必要
- ・片袖の有無は、車椅子の方にとっては非常に重要 など

【客席に関する意見】

- ・同伴者の座席は一般座席と同じ仕様するのが大事
- ・ヒアリンググループ席が、3箇所に分かれて分散していたのでよかった など



【トイレに関する意見】

- ・カーテンホルダーを設置してほしい
- ・オールジェンダートイレが中央に設置されているのはよかった など



【参考】現地検証後の改善(大阪ヘルスケアパビリオン)【大阪ヘルスケアパビリオン提供】

トイレ ブース内カーテン

改善前

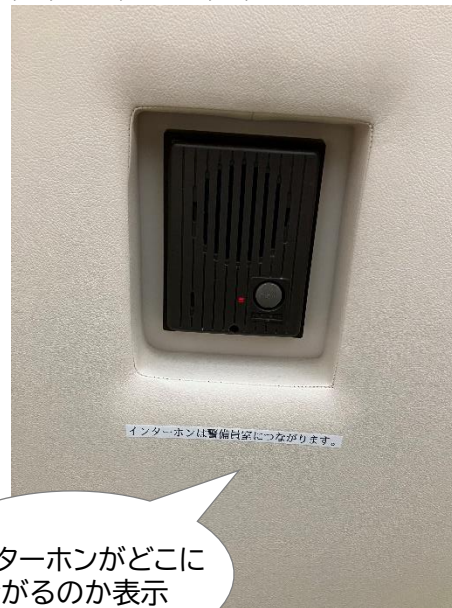


改善後



タッセルを設置
(磁石タイプ)

カームダウン・クールダウン



インターホンがどこに
つながるのか表示

改善前



手すりにカーテンが絡めら
れており、手摺が使えない

改善後



タッセルを設置



監視カメラが室内
にあることを表示

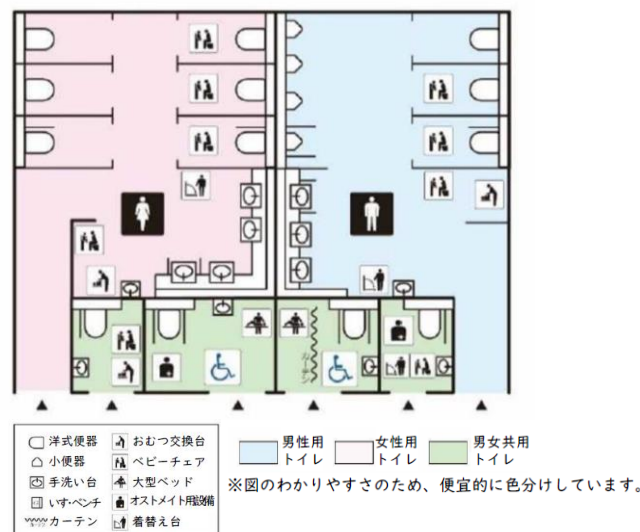
項目① 便所

項目① 便所

配置(個別機能、分散配置等)1/2

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	▶ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	大阪ヘルスケアパビリオンのトイレは <u>オールジェンダートイレが中心</u> となっており、 <u>使いやすい</u> と 思っており、受け止めている。 オールジェンダートイレは、 <u>全体の中央位置</u> に設置されていることが望ましい	P.50	内容充実 【現行】 ○トランスジェンダー等の利用に配慮し、オールジェンダートイレ(男女共用トイレ)を設置する。 【修正案】 ▶ トランスジェンダー等の利用に配慮し、 <u>すべての人が利用しやすい位置にオールジェンダートイレ(男女共用トイレ)を設置する。</u>
2	シャインハットは男性用、女性用が完全に分かれて配置されているが、 <u>なぜ両側に男女共用のトイレを設置しないのか。</u>	P.50	内容充実 ◇ <u>男女共用トイレが中央に配置された事例を掲載</u> し、設計段階での配慮を求める。 ※【建築設計標準】から転載

< 男女共用トイレに機能分散した例 >

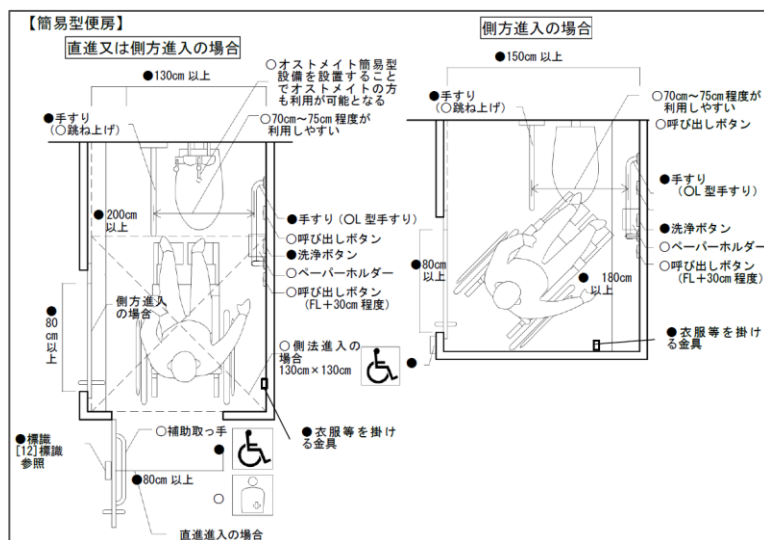


男女別及び男女共用トイレにおける機能分散の例
出典:建築設計標準

項目① 便所

配置(個別機能、分散配置等)2/2

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➤ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
3	車椅子便房とは別に、 <u>コンパクトな車椅子利用者が使える「広めのトイレ」</u> を作ることが重要	記載なし	新規追加 ➤ <u>車椅子使用者用便房へ利用者が集中することを避けるため、男性用便所、女性用便所内においても簡易型車椅子使用者用便房(車椅子使用者が利用可能な出入口の有効幅員と最小限の広さを有する便房)を設ける。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】の記載文を一部修正
4	天井の仕切りで <u>便房の男女比率が変えられること</u> を紹介してはどうか(シャインハットの例)	記載なし	新規追加 ◇ <u>利用実態に合わせて便房の男女比率を変更できる仕様としたシャインハットの事例を掲載</u> する。
5	<u>男性用の小便器に間仕切りがあるのはとても評価できる。</u>	記載なし	新規追加 ➤ <u>小便器の間に仕切り板を設置するなど、プライバシーに配慮する。</u>



可動式の間仕切り例(シャインハット1Fトイレ)

項目① 便所

配置(個別機能、分散配置等) 及び便房内の設備

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	▶ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
6	「男女が共用できる位置」という表現があるが、「 <u>すべての人が使える位置</u> 」という表現の方がよいと思う。	P.52	内容 充実
7	便房内に異性介護等に配慮したカーテンが設置されていたのはよかったが、 <u>便房横の手すりをホルダー代わりにすると利用の支障となる</u>	記載なし	

便房内の設備(荷物用具)

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	▶ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	服や荷物をかけたりするフックが <u>必ずしもついていなかった</u> 。	P.49、P.53	内容 充実
2	ドアノブの近くにつっぱり式の荷物かけがあったが弱くて、 <u>バックパックをかけることは難しい</u> と思った。	P.49、P.53	



タッセル



タッセル(磁石タイプ)

【大阪ヘルスケアパビリオン提供】
カーテンホルダーの例
(大阪ヘルスケアパビリオン1Fみんなトイレ)

項目① 便所

ドア(幅、形式)

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➤ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	車椅子利用者が便房内に入っても容易に鍵が閉められるように、 <u>扉の形状や幅員に配慮</u> するのが望ましい。	P.52	内容充実 【現行】 ○簡易便房を設置する場合、計画によっては、後ろに手をまわすことのできない車椅子使用者が施錠・開錠できないため、配慮が必要 【修正案】 ➤ <u>簡易型車椅子使用者用便房では、後ろに手をまわすことのできない車椅子使用者が施錠・開錠できないため、扉や取手の形状に配慮する</u>

便房・便器

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➤ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	こどもトイレについて、 <u>プライバシーに配慮</u> して低い壁や扉を設置し、 <u>保護者が見守れる形式とする</u> ことが望ましい	記載なし	新規追加 ➤ <u>幼児用便器を設ける場合、ブース化するなどプライバシー保護や安全に配慮して保護者が見守れる形式とする。</u>



幼児用便器の例
(大阪ヘルスケアパビリオン1Fみんなトイレ)

項目① 便所

緊急事態の情報伝達設備

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➤ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	条例改正項目 フラッシュライトが <u>全個室について、光が壁に反射して</u> とても分かりやすかった。	P.51	新規追加・内容充実 【現行】 ○視覚障がい者、聴覚障がい者に対応した非常警報装置を設ける。 ○便所及び便房内では聴覚障がい者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設ける。 【追記案】 ◇条例改正に伴い、“●政令・条例の基準”にフラッシュライトの設置を記載。 ➤ <u>自動火災報知設備を設置する施設の便所内には、聴覚障がい者をはじめとするすべての人が、火事等の非常時の情報がわかるように、文字情報やサインを表示できるディスプレイ装置、フラッシュライト、パトライト等の光警報装置を、すべての便房内から十分に認識できる位置に設置する。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】の記載文を一部修正



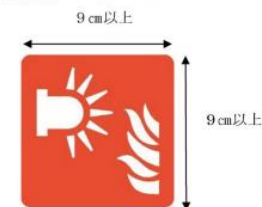
フラッシュライトの例
(大阪ヘルスケアパビリオン1Fみんなトイレ)

<便所の光警報装置>



出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 令和6年3月
国土交通省総合政策局 p.164

<光警報装置ピクトグラム>



<光警報装置ピクトグラムに付す日本語及び英語の説明文の参考>

- ・この場所には、光の点滅で火災を警報する光警報装置が設置されています。
- ・Fire alarm system with flashing light is installed in this building
- ・火災の発生の際に光が点滅します。
- ・Light flashes in case of fire

便所の光警報装置とピクトグラムの例

出典：建築設計標準

項目① 便所

案内設備

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➢ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	<u>男性用トイレに個室がない場合、小便器しかないことを示す記載やピクトグラムが必要</u> であると思う。	記載なし	新規追加 ◇建築設計標準等を参照し、 <u>掲載するピクトグラムの充実化</u> を図る。
2	・トイレ内の「待機ライン」の表記が日本語のみで、外国人や知的障がい者にとっては分かりづらい。 <u>文字だけでなくシンボルなど視覚的な案内があると分かりやすい。</u>	P.51	内容充実 【現行】 ○機能分散された便所、便房であることが、高齢者、障がい者だけでなく外国人等すべての利用者にわかるように、ピクトグラム等により表示する。 【修正案】 ➢ <u>個別機能を備えた便房の出入口や戸には、設備や機能について</u> 高齢者、障がい者だけでなく外国人等すべての利用者にわかるように、ピクトグラム等により表示する。 ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】の記載文を一部修正

<便房設備（機能）の表示例（日本産業規格 JIS Z 8210）>



障害のある人が使える設備
Accessible facility

介助用ベッド
Care bed

オストメイト用設備／オストメイト
Facilities for Ostomy or Ostomate

おむつ交換台
Diaper changing table



着替え台
Changing board

ベビーチェア
Baby chair

洋風便器
Sitting style toilet

温水洗浄便座
Spray seat

和風便器
Squatting style toilet

<授乳室等の表示例（出典：日本産業規格 JIS Z 8210）>



授乳室
(女性用)
Baby feeding
room
(for women)

授乳室
(男女共用)
Baby feeding
room(for men
and women)

ベビーケア
ルーム
Baby care
room

搾乳のシンボルマーク(神奈川県作成)



ピクトグラムの例
出典:建築設計標準

項目② エレベーター

項目② エレベーター

ドア(視認性、袖壁)

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➤ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	エレベーターは、 <u>遠くからでもエレベーターが視認できるように</u> 、壁と色分けする、判別しやすい色合いにすると、利用者にわかりやすくなり、 <u>場所を見つける上で非常に効果的</u> である。	記載なし	新規追加 ➤ <u>遠くからでもエレベーターが視認できるように、分かりやすい色合いにする等、配色に留意する。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】から転載
2	<u>車椅子は袖があると斜めにしか入れないため、袖があるかないかは非常に重要である。</u>	記載なし	新規追加 ➤ <u>かご及び昇降路の出入口の袖壁は片側のみ、または無しとする。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】から転載



片袖エレベーターの例
(大阪ヘルスケアパビリオン内エレベーター)



壁と配色が異なるエレベーターの例
(夢洲駅構内エレベーター)

項目② エレベーター

かご(大きさ)

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➤ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	<u>かごを大きくすることは社会のニーズに合っている</u> のではない か。	P.35、P.36	内容 充実 【現行】 ○大規模施設、集会施設、劇場等一度に多くの車椅子使用者が集中することが想定される施設では稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの籠の大きさ、設置数、配置等を十分に検討する。 ○施設の利用状況に応じて、籠の幅は160cm以上とする。 ○座位変換型の車椅子利用者等の利用を考慮し、籠の奥行きは、150cm以上とする。 【追記案】 ➤ <u>多数の者が利用し、又は床面積の合計が2,000㎡未満の不特定多数の者が利用する建築物でも、主要な経路上のエレベーターの籠の幅は、140cm以上かつ収容人員11人乗り以上とすることが望ましく、籠は、車椅子の転回に支障がない構造とする。</u> ◇ <u>JIS A 4301に定められたエレベーターの籠の大きさ等を追記</u>する ※【建築設計標準】から転載
2	今回万博では、24人乗りエレベーターを標準にしていた たことで、 <u>既存のまちなかのエレベーターの利用のしづらさが再確認</u> できた。	P.35、P.36	

乗り場ボタン・操作盤ボタン

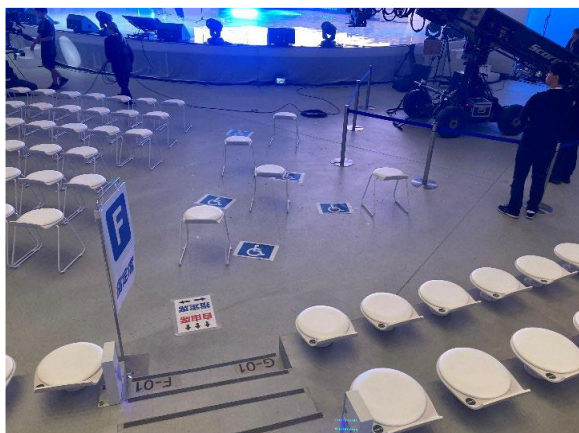
番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➤ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	手に障がいがある方にとってはボタンは少し出っ張っている ほうが使いやすい。	P.36	内容 充実 【現行】 ●制御装置は、押しボタン式とすること。 ○ボタンは、指の動きが不自由でも押せる形状とすること。 【追記案】 ➤ <u>乗り場ボタン及び操作盤ボタンを押した際に、押せたことが視覚障がい者や、聴覚障がい者でもわかるよう、電飾と音で報せる構造にする。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】の記載文を一部修正
2	<u>点字表記が低い位置にあり残念</u> だったが、エレベーター周辺で <u>音による案内があった点は評価</u> <u>できる。</u>	P.36	

項目③ 客席

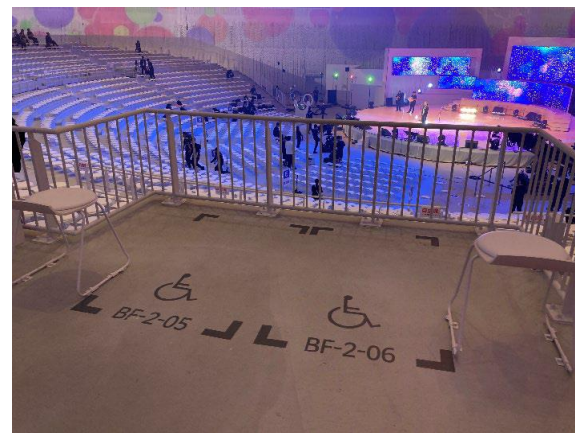
項目③ 客席

車椅子使用者用の客席(設置数/比率、設置場所)

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	▶ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	車椅子席を <u>複数の場所に設置し 選択可能とすることや、舞台の 正面に車椅子使用者の方が座 れるような客席空間</u> となることが望ましい。	P.141～ 142	内容 充実 【現行】 ○客席総数が 200 を超える場合、車椅子使用者用客席を 2 カ所以上の異なる位置(異なる階、異なる水平位置)に分散して設ける。 ○車椅子使用者用客席等のスペースの中又はできる限り近い位置に同伴者用座席を設ける。 ○車椅子使用者用客席は、座席を可動式とし、席の取り外しにより車椅子使用者用観覧席がどの位置にも設置できる。 【追記案】 ◇施設整備ユニバーサルデザインガイドラインより、以下の項目を反映 ・<u>車椅子でのグループ利用</u>や<u>複数の場所の選択を可能とする客席空間</u>の配置 ・<u>客席空間を自由に配置できる土間形式の採用</u> ・車椅子使用者用客席と<u>同数の同伴者席</u>を確保し、<u>一般客席と同じ仕様とする</u> 等 ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】から転載
2	同伴者席は <u>車椅子座席と同じ数 を設ける</u> ことが大事だと思う。		
3	同伴者の座席は <u>一般座席と同じ 仕様にすること</u> が非常に大事な視点だと思う。		



土間形式を活用した車椅子使用者用客席の配置
(シャインハット)

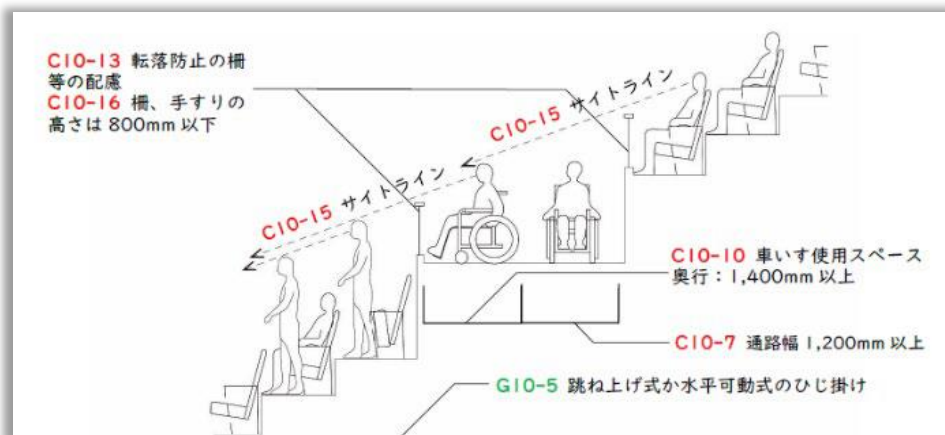


車椅子使用者用客席と同伴者席
(シャインハット)

項目③ 客席

車椅子使用者用の客席(サイトライン・コンセント設置)

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➤ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	車椅子席は、 <u>子どもの眼高でもサイトラインをクリアすることは非常に大事である。手すりが邪魔になって見えないことがよくある。</u>	P.142	内容 充実 【現行】 ○前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、前席の観客が立ち上がった際にも観覧が可能となるよう、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトライン(可視線)を確保する。 ○客席からの視線を遮らないよう、柵、手すりの高さは 80cm 以下とする。 【追記案】 ➤ <u>サイトラインの確保については、小学校低学年の車椅子(バギー)使用児の眼高(70～80cm)を採用する。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】を転載
2	万博UDガイドラインにある「 <u>コンセントを屋内の車椅子使用者用客席の固定席5箇所1箇所程度設ける</u> 」という基準を府条例GLにも取り入れてみてはどうか。	記載なし	新規 追加 ➤ <u>電動車椅子等の充電のために、コンセントを屋内の車椅子使用者用客席の固定席5席に1箇所程度設ける。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】を転載



サイトライン確保の例

出典:施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン



前席との高低差によりサイトラインを確保した例(シャインハット)

項目③ 客席

一般客席(座席番号の表示)

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➢ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	背もたれ上部に点字表記があり、 <u>席の番号がわかる仕様になっているのが一般的だが</u> 、蓄光素材を使うなどの工夫を今後してほしい。	P.141	内容 充実 【現行】 ○座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。 ○視覚障がい者にも座席番号がわかるよう、座席番号付近に点字表示をする。 【修正案】 ➢ 座席番号、行、列等はわかりやすく読みやすい<u>フォント(UDフォント等)を用いて表示するとともに</u>、大きさ、コントラスト、<u>素材</u>、取り付け位置等に十分配慮する。 ➢ 視覚障がい者にも座席番号がわかるよう、座席番号付近に<u>JIS T 0921に基づく</u>点字表示をする。 ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】の記載文を一部修正

階段付近(階段上下端部の配慮)

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➢ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	<u>階段の段鼻は照明が十分であっても見えにくい</u> 。舞台が始まってから移動するのは危険が伴うのではないかと思う。	記載なし	新規 追加 ➢ <u>客席に設ける階段には、段を容易に識別できるよう、階段の段鼻部分は踏面の色との明度、色相、彩度の差を大きくすることに加え、足元灯を設置する。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】の記載文を一部修正
2	車椅子席の横の階段との仕切りのところに照明灯があったが、転倒する可能性もあるので、もう少し <u>転倒しない形の保護柵があってもいいのではないか</u> 。	記載なし	新規 追加 ➢ <u>縦通路沿いに、転倒・転落防止のための手すりや手がかりとなる部材・部品等を設ける。</u> ➢ <u>転落するおそれがある場合は、柵や脱輪防止用の立ち上がりを設ける。その場合、車椅子使用者が同伴者とともに快適に過ごせるよう、その空間には配慮する。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】を転載

項目③ 客席

一般客席(乳児連れ利用者や聴覚障がい者、視覚障がい者等への配慮) 1/2

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➤ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	ヒアリンググループが <u>車椅子席でも利用可能であることを示す表示</u> がなかった	記載なし	➤ <u>情報保障設備(ヒアリンググループ等)が設置されていることの表示を分かりやすい位置に設ける。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】の記載文を一部修正  ヒアリンググループの表示(シャインハット)
2	どの席がヒアリンググループ席かわかりづらい。 <u>照明が暗くなったら耳のマークが見えないので</u> 、どこにヒアリンググループ席があるかわからないと思う。もう少し高い位置や座席後方にヒアリンググループ席の案内表示があるとよかった。	記載なし	
3	<u>案内板にどの席がヒアリンググループ席なのかの表示があるとよい。</u>	記載なし	
4	ヒアリンググループ席が、3箇所に分かれて分散していて、 <u>席を選べるようになっていたのでよかった。</u>	記載なし	➤ <u>聴覚や視覚による情報が得にくい人等、多様な人々がそれぞれに適した方法で種々の演出を楽しめるよう、必要な設備(ヒアリンググループなど)やスペースを用意すること。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】より転載
5	スクリーンに <u>音声情報を字幕に</u> していただけるような配慮をお願いしたい。	P.141	【現行】 ○難聴者のために難聴者用集団補聴装置(磁気ループ)やFM補聴装置(無線式)、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置する。 ○字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンの設置を検討する。 【追記案】 ◇現行の記載に加え、<u>建築設計標準の文字・画像や音声による情報提供の例を掲載</u>する。 ※【建築設計標準】から転載

一般客席(乳児連れ利用者や聴覚障がい者、視覚障がい者等への配慮) 2/2

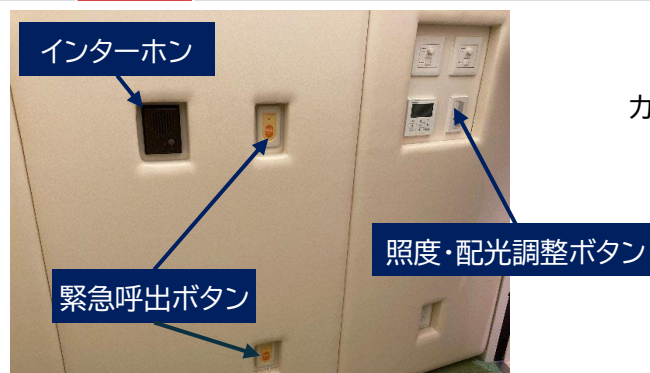
番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➤ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)	
6	センサリールームは <u>階段状になっていて車椅子で使えなかった。</u>	記載なし	新規追加	➤ <u>センサリールーム、及びカームダウン/クールダウンルームの出入口のドアの前後に高低差がないようにする。</u> ➤ <u>センサリールーム、及びカームダウン/クールダウンルーム内には、車椅子で利用できるスペースを確保する。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】の記載文を一部修正
7	センサリールームを設置していたことは嬉しい。	記載なし	新規追加	➤ <u>大規模な空間に多数の来場者が集まる施設及び音や光、映像等、刺激の強い演出を行う施設では、明るすぎない照度と、遮音が施された、人混みや周囲の視線を避けた安心できる空間、防音ガラス越し等で鑑賞が楽しめる空間(センサリールーム)を設ける。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】を転載
8	親子室とセンサリールームは目的が全く異なるため、 <u>混同しないようにしてほしい。親子室は子どもの声などで周囲に迷惑をかけないための部屋であり、センサリールームは感覚過敏のある人が快適に芸術を楽しむための空間</u> である。両方設置している施設はまだ少なく、 <u>正しい理解と配慮が求められる。</u>	記載なし	新規追加	◇ <u>施設整備ユニバーサルデザインの記載文から、センサリールームの目的を明確に記載する</u> センサリールーム (シャインハット) 
9	<u>センサリールームを親子室としても使えるように</u> 、応用の効くスペースにすればいいと感じた。可動式のソファ一席にすると子どもを抱っこしながら座ることができるし、段差をなくせば車椅子の方も入れる。	記載なし	新規追加	➤ <u>多様なニーズに対応するため、多様で複数の休憩室、スペースを提供し、各人のペースや好みで選択できるようにする。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】を転載

項目④ カームダウン/クールダウンルーム

項目④ カームダウン/クールダウンルーム

必要とされる機能・設備 1/3

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➤ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	カームダウン/クールダウンルームを作っていただいていることはありがたいが、 <u>部屋の中に車椅子が格納されているのは残念だった。</u>	記載なし	新規追加 ◇ <u>施設整備ユニバーサルデザインの記載文から、カームダウン/クールダウンルームの目的(パニックの予防およびパニックが生じた時に気持ちを落ち着かせる)を明確に記載する。</u> ◇ <u>車椅子使用者用便房やセンサリールーム、カームダウン/クールダウンルームの中に物を置かない旨を維持管理時の配慮事項として記載する。</u>
2	大阪ヘルスケアパビリオンのカームダウン/クールダウンルームは、壁にクッション性を持たせるなど、 <u>暴れてもケガをしない工夫があり、素晴らしいと思った。</u>	P.152	内容充実 【現行】 ○カームダウン、クールダウンへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する。 【修正案】 ➤ <u>以下の機能を有するセンサリールーム、及びカームダウン/クールダウンルームを設ける。</u> ・ <u>遮光性、遮音性を確保すること</u> ・ <u>壁は柔らかい素材とすること(衝突への緩衝機能を備えること)</u> ・ <u>照明は照度調整、配光機能を備えること</u> ・ <u>防犯(施錠、緊急連絡ブザー等)に十分に備えること</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】を転載
3	1つの特定の障がいに対応するために作ったカームダウン/クールダウンルームが、 <u>ほかの障がいのある方にとっても使いやすいのか</u> という点では、いくつかまだ不足があったと感じた。	P.152	新規追加 ➤ 【再掲】 <u>多様なニーズに対応するため、多様で複数の休憩室、スペースを提供し、各人のペースや好みで選択できるようにする。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】を転載



カームダウン/クールダウンの機能例
(大阪ヘルスケアパビリオン2F)

項目④ カームダウン/クールダウンルーム

必要とされる機能・設備 2/3

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	▶ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
4	カームダウン/クールダウンルームについて、 <u>鍵がかかっている困った経験</u> から、運用をこれからどうしていくかが非常に大事だと思う。今普及が始まったところだと思うが、 <u>良き運用例、こんなやり方があるといういろいろな事例もガイドラインに載せていただけるとありがたい。</u>	記載なし	◇具体的な事例として、大阪ヘルスケアパビリオンの事例を記載する。   カームダウン/クールダウンルーム(大阪ヘルスケアパビリオン)
5	鍵については事例をたくさん集めて、利用する方の意見を聞くべきだと思っているが、 <u>私個人は鍵があると本人が飛び出さないで大いに助かる。</u>	記載なし	
6	鍵がかかっていないことについて、 <u>本人のプライバシーをどこまで守れるのか気になる。</u>	記載なし	

項目④ カームダウン/クールダウンルーム

必要とされる機能・設備 3/3

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➤ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)	
7	<u>カメラがあるのはいいと思うが、設置している旨の表示がない状態で見張っているのはちょっと違う</u> のではないかと。本人の意思を尊重するために、この部屋は <u>安全のためにカメラを設置している旨の表示があったほうがよい</u> と思った。	記載なし	新規追加	➤ <u>内部の利用状況が確認できるカメラや非常時に外部に連絡するための設備を設置する場合には、その旨を表示する。</u>
8	インターホンが設置されていたが、どこにつながっているのか、 <u>利用方法について説明があるとよい。</u>	記載なし	新規追加	
9	防犯カメラはあるという話はあったが、 <u>聴覚障がい者はインターホンや非常用ボタンだけだと情報を伝えることができない。</u>	記載なし		➤ <u>視覚障がい者や聴覚障がい者の利用に配慮し、管理者等とコミュニケーションを取ることが可能な設備を設置する</u> ➤ <u>【再掲】内部の利用状況が確認できるカメラや非常時に外部に連絡するための設備を設置する場合には、その旨を表示する。</u>
10	非常用設備の案内も表示しないといけないのではないかと。	記載なし		

項目④ カームダウン/クールダウンルーム

案内設備

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➤ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	案内図にカームダウン/クールダウンルームやセンサリールームのことが載っていないかった。	記載なし	新規追加
2	カームダウン/クールダウンルームがどこにあるのかというのがわかりにくいし、使い方もわからない。	記載なし	
3	プライバシーを守れる、隠れる部屋だと思われる、使いたい人が使えなくなり本当に困る。 正しく理解してもらうような周知も同時にしていただきたい。	記載なし	新規追加

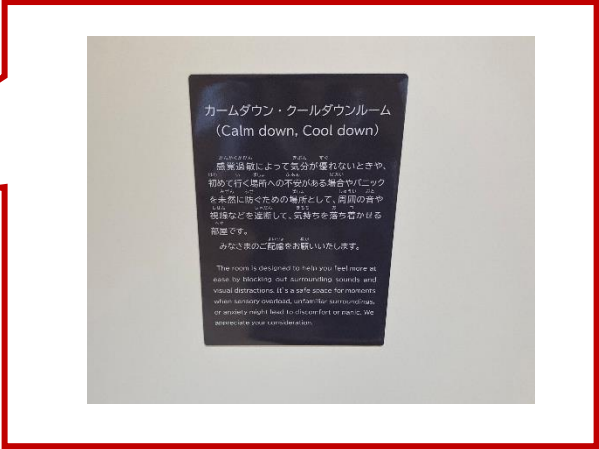
- カームダウン/クールダウンルームやセンサリールームを設置した場合、施設内の案内板などにその位置を表示する。
- カームダウン/クールダウンルームやセンサリールームの部屋の前には、利用方法や目的等に関する表示を設ける。
- ◇大阪ヘルスケアパビリオンの事例(カームダウン/クールダウンルームの目的の掲示)を掲載する。



施設案内板の例(シャインハット)



カームダウン/クールダウンルームの趣旨の掲示例
(大阪ヘルスケアパビリオン2F)

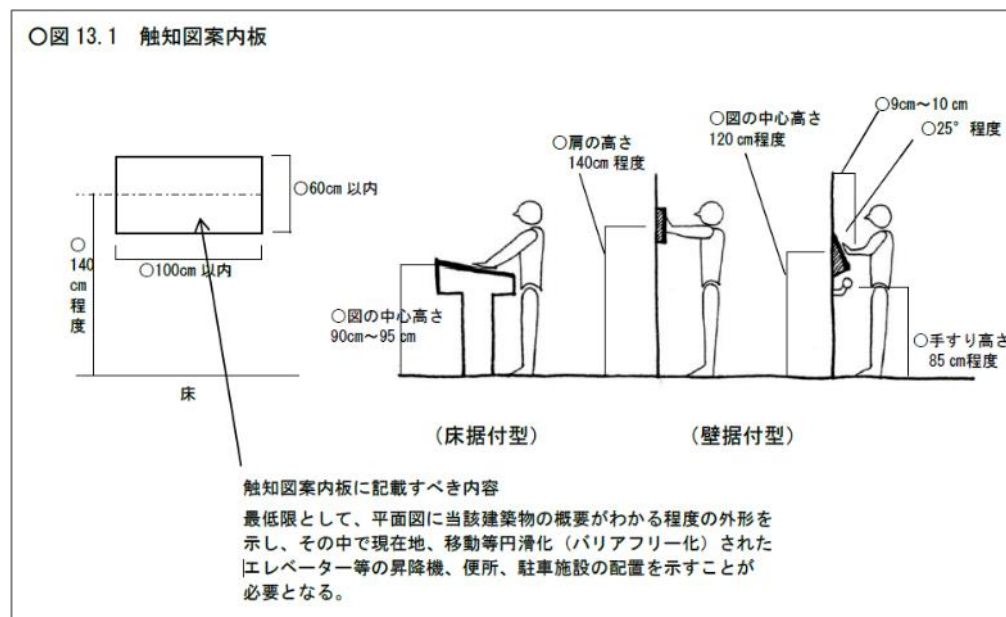


項目⑤ 案内設備

項目⑤ 案内設備

視覚障がい者への案内設備 1/2

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	➤ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	触地図について、現在地のマークの横に点字があればいいが、その下に現在地の表記があると混乱するのではないかと。指で読もうとすると、中腰にならないと読めないの、点字の高さが不十分だったように思った。	P.119	記載済み



触知図案内板

出典:大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン

項目⑤ 案内設備

視覚障がい者への案内設備 2/2

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	新規 追加	▶ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
2	ナビレンスやshikAI(シカイ)など、 <u>視覚障がい者が歩くために必要な情報提供システムもガイドラインに積極的に記載していただきたい。</u>	記載なし	新規追加	◇万博の取組として、 <u>具体的な事例を追加する(ナビレンス、shikAI)。</u> ▶ <u>視覚障がい者、聴覚障がい者をはじめとして高齢者、外国人、知的障がい者などにも配慮した分かりやすい情報伝達が可能な設備を設置する。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】を転載
3	見えない人にとって <u>ナビレンスは大変に有効な設備である</u> と考えている。できれば今度の改定の中にぜひ謳っていただけるとありがたい。	記載なし	新規追加	
4	shikAI(シカイ)についても、 <u>QRコード等を貼ることによって、歩くべき方向、あるいはここを右に曲がれば何があるかという</u> <u>ことを具体的に教えてくれる。</u> 次回の福祉のまちづくり条例の中に盛り込んでいただけると嬉しい。	記載なし	新規追加	



出典:大阪ヘルスケアパビリオン HP



shikAIの設置例

項目⑥ その他

項目⑥ その他

ベビーケアルーム

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	▶ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	授乳室等について車椅子も使いやすくなっていたのは非常に感動した。	記載なし	新規追加 ▶ 子育て支援設備については、利用のための転回スペースを確保するなど車椅子利用者等の利用にも配慮する。

更衣室・シャワールーム

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	▶ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	オールジェンダーの更衣室やシャワールームもあったらよいと思った。	記載なし	新規追加 ◇不特定多数が利用しない部分における配慮の例として、「誰でも利用できるシャワー室」の事例を掲載する。 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック(スポーツ庁)を参照
2	当事者が舞台上上がることもあるため、車椅子利用者に対応したシャワールームがあるとよい。	記載なし	

○誰でも利用できる
個室更衣室・個室シャワー室の例



・施設規模により、男女シャワー室と個室シャワー室を設けられなかったことから、個室シャワー室のみ設置(鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア)

○車椅子使用者が利用しやすいシャワー室の例



・椅子に座ってシャワーを浴びることができる(武豊町屋内温水プール)

・マットを利用し、座ってシャワーを浴びることができる。立ち上がりの際の手すりも設置。(日本財団パラアリーナ)

項目⑥ その他

車椅子対応避難器具

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	▶ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)
1	<u>停電時でも使える車椅子対応避難器具が他の施設でも導入されることを期待している。</u>	記載なし	◇[19 避難設備等]の章に具体的な事例として追加する。  2階部分 車椅子対応避難器具（シャインハット）  1階部分
2	<u>停電時でも使える車椅子対応避難器具について、ぜひ普及してもらえるとありがたい。</u>	記載なし	
3	- 災害時の避難呼びかけの文字情報が出る設備があるが、デジタルサイネージなども活用し、<u>いろいろな場所で表示していただきたい。</u> - 災害対応（フラッシュライトや電光掲示板、車椅子使用者の移動手段等）について考えていく必要がある。	P.157	内容充実 【現行】 ○視覚障がい者、聴覚障がい者に対応した非常警報装置を設ける。 【追記案】 ▶ <u>自動火災報知設備を設置する建築物では、視覚障がい者、聴覚障がい者をはじめとするすべての人が、火事等の非常時の情報がわかるように、文字情報やサインを表示できるディスプレイ装置、フラッシュライト、パトライト等の光警報装置を設置する。</u> ※【施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン】を一部修正



ディスプレイの例
(大阪ヘルスケアパビリオン1Fみんなトイレ)

項目⑥ その他

その他

番号	ご意見	現行府GL 記載ページ	▶ ガイドラインへの記載文(案) ◇ガイドラインへの記載の考え方(案) 【現行】現行の条例ガイドラインの記載(●義務基準、○望ましい整備)	
1	みんなトイレの説明がすごくよいと思った。知的障がいの場合には皆さんに理解をしてもらいにくいところがあるので、<u>いろいろな方法・形で工夫や配慮があれば皆さんと一緒にいられる</u>ということがちゃんと説明されている。<u>読みたいと思うような素敵な説明をされていることは非常によかった。</u>	記載なし	新規追加	◇ <u>序章で、障がいに対する理解促進の具体的な事例としてみんなトイレの事例</u>を記載する。
2	<u>当事者参画の奨励という意味でも</u>、良き万博の事例も踏まえて掲載いただけると大変ありがたい。	記載なし	新規追加	資料4参照
3	基準化はまだまだ難しい項目について、今後の課題も出てきた中で、<u>引き続き当事者参画で考えていく必要性を改めて感じた。</u>	記載なし	新規追加	資料4参照
4	<u>バリアフリー施設をいかに実際のサービスのにつなげるかということが非常に大事。</u>運営者にその認識を持ってもらうため、表示、周知、研修からいかにサービスにつなげるかという視点でガイドラインへの記載を考えてほしい。	記載なし	新規追加	◇ <u>大阪ヘルスケアパビリオンのサービス研修等の取組を具体的な事例として記載</u>する。